

歯科材料 9 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用ダイヤモンドバー JMDN 16670000

エメスコダイヤモンド

*【形状・構造及び原理等】

1. 形状（代表モデル）
F G（軸径：1.6mm）



2. 材質
作業部：ダイヤモンド／タングステンカーバイド
軸部：ステンレススチール
3. 原理
歯科用ハンドピース等に装着して回転させ、ダイヤモンド及びタングステンカーバイドで研削する。

*【使用目的又は効果】

歯牙、骨等の硬組織を研削するために用いる、金属、プラスチック、陶材、及び同様の材料の研削に用いることもできる。

*【使用方法等】

- ①使用目的にあった適切な形状、サイズのものを選び、破損等の異常が無いことを確認する。
 - ②歯科用ハンドピースに装着する。
 - ③適切な速度で回転させ、ソフトタッチで研削する。タービン使用時は注水し十分に冷却する。
- [最高回転数]
容器に記載

[使用方法等に関連する使用上の注意]

最高回転数が 30 万回転以下の製品
マイクロモーター、ボールベアリング式タービンを使用し、エアベアリング式タービンで使用しないこと。

*【使用上の注意】

[重要な基本的注意]

- ・高速回転下で使用されるため、切削中に破折して、人体を傷つける恐れがある。
- ・接合部で破折して人体を傷つける恐れがある。
- ・表示されている最高回転数以下で使用する。
- ・強く押しつけるような過度の加圧使用はしない。
- ・押し込んだり、テコのようには使用しない。
- ・バーの装着は底部まで確実に挿入すること。（装着に関する注意事項はハンドピースメーカーの取扱説明書又は添付文書で確認し、その指示に従うこと。）
- ・使用前に予め回転させ、正常であることを確認すること。
- ・曲がっている、狂っている又は損傷している、型崩れしているものは使用しない。
- ・使用する機器は完全に清掃・整備されていること。

*【保管方法及び有効期間等】

- ・直射日光のあたる場所、高温になる場所で保管しない。
- ・乾燥した場所で保管すること。

*【保守・点検に係る事項】

- ①滅菌
口腔内の使用に際しては、使用前に必ず滅菌すること。滅菌はオートクレーブ滅菌器により行い、温度は 180℃を超えないこと。
- ②洗浄
再使用する場合は、使用後に水洗い又は超音波洗浄し、付着した血液、体液、組織及び薬品等を速やかに除去すること。

**【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：株式会社エスエスデンタル工業所
電話番号：052-331-2438
製造業者：Gebr. Brasseler GmbH & Co. KG
国名：ドイツ